

粕屋町道路占用料徴収条例新旧対照表

旧				新			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	730円	第1種電柱	1本につき1年	800円	
	第2種電柱		1,100円	第2種電柱		1,200円	
	第3種電柱		1,500円	第3種電柱		1,700円	
	第1種電話柱		650円	第1種電話柱		710円	
	第2種電話柱		1,000円	第2種電話柱		1,100円	
	第3種電話柱		1,400円	第3種電話柱		1,600円	
	その他の柱類		65円	その他の柱類		71円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	7円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	7円	
	地下に設ける電線その他の線類		4円	地下に設ける電線その他の線類		4円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	640円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1m ² につき1年	390円	地下に設ける変圧器	占用面積1m ² につき1年	430円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,300円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		550円	郵便差出箱及び信書便差出箱		600円	
	広告塔	表示面積	4,300円	広告塔	表示面積1m ² につき	4,800円	

	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	43円		その他のもの		1,400円	
		その他のもの	1本につき1月	430円		法第32条第1項第4号に掲げる施設		1,400円	
	幕（施行令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1m2につき1日	43円		法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		その他のもの	その面積1m2につき1月	430円	階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額	
					階数が3以上のもの			Aに0.007を乗じて得た額	
					上空に設ける通路		2,400円		
					地下に設ける通路	1,500円			
					その他のもの	1,400円			
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,300円		法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1m2につき1日	48円
				2,100円				その他のもの	占用面積1m2につき1月
その他のもの					道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「施行令」という。）第7条第1号に掲げる占用物件等	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1m2につき1月	480円
				その他のもの	表示面積1m2につき1年		4,800円		
施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び		占用面積	430円						

同条第 5 号に掲げる工事用材料	1m2 につ き 1 月		標識	1 本につ き 1 年	1,100 円
			旗ざお	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	1 本につ き 1 日 48 円
				その他のもの	1 本につ き 1 月 480 円
			幕（施行令第 7 条第 4 号に 掲げる工事用 施設であるも のを除く。）	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	その面積 1m2 につ き 1 日 48 円
				その他のもの	その面積 1m2 につ き 1 月 480 円
			アーチ	車道を横断す るもの	1 基につ き 1 月 4,800 円
				その他のもの	2,400 円
施行令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同 条第 5 号に掲げる工事用材料			占有面積 1m2 につ き 1 月		480 円

※ A とは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。